

○軽井沢町外部の労働者等からの公益通報に関する要綱

平成30年3月16日告示第9号

改正

令和4年5月20日告示第30号

軽井沢町外部の労働者等からの公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、外部の労働者等からの軽井沢町に対する公益通報に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(通報窓口)

第2条 法第3条第2号又は第6条第2号に定める町に対する公益通報（以下単に「公益通報」という。）を受け付け、及び公益通報に関する相談に応じる窓口（以下「通報窓口」という。）を住民課住民係に置く。

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報は、実名を明らかにして行うものとする。

(秘密保持等の徹底)

第4条 通報窓口及び所管課等（通報対象事実について処分又は勧告等をする権限に係る事務を所管する課等をいう。以下同じ。）の職員その他公益通報及び公益通報に関する相談（以下「通報等」という。）への対応に関与する職員（第4項において「関与職員等」という。）は、通報等に関して知り得た秘密又は個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 通報窓口及び所管課等は、通報等に関する情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定するものとする。

3 町は、通報者等（公益通報をした者（以下「通報者」という。）及び公益通報に関する相談をした者をいう。以下同じ。）の特定につながり得る情報を、調査等の対象となる事業者に対して開示してはならない。ただし、公益通報に対する対応を適切に行うため真に必要かつ最小限の情報について、次項に規定する同意を得て開示する場合は、この限りでない。

4 町は、通報者等の特定につながり得る情報を関与職員等以外の者に開示しようとするときは、あらかじめ、通報者等の明示の同意を得なければならない。この場合において、町は、開示する目的、開示する情報の範囲及び開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対し明確に説明するものとする。

5 町は、通報者等自身による情報の流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対し、情報管理の重要性について十分に説明するものとする。

(利益相反関係の排除)

第5条 通報対象事実に関係のある職員は、当該通報等への対応に関与してはならない。

(通報の受付)

第6条 通報窓口は、通報者の秘密の保持及び個人情報の保護に配慮しつつ、公益通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを通報者に対し説明するものとする。ただし、通報者が当該説明を希望しない場合は、この限りでない。

2 通報窓口は、公益通報の内容となる事実について、公益通報受付票（別記様式）を作成するものとする。ただし、通報対象事実について町が処分又は勧告等を行う権限を有しないときは、その権限を有する他の行政機関を通報者に対し遅滞なく教示するものとする。

3 通報窓口は、所管課等に公益通報受付票を引き継ぐものとする。

4 所管課等は、公益通報を受理したときはその旨を、受理しないとき（情報提供として受け付けるときを含む。）はその旨及びその理由を、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第7条 公益通報を受理した所管課等は、速やかに事実確認のために必要な調査を行うものとする。

2 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

3 所管課等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護（次条及び第9条第2項において「法執行の確保等」という。）に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について通報者に対し報告するとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、その結果を通報者に対し遅滞なく報告するものとする。ただし、通報者が当該報告を希望しない場合は、この限りでない。

(受理後の教示)

第8条 所管課等は、公益通報を受理した後、他の行政機関が当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有することが明らかになったときは、その権限を有する他の行政機関を通報者に対し遅滞なく教示するものとする。この場合において、所管課等は、法執行の確保等に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報対象事実に係る資料を通報者に対し提供することができるものとする。

(措置の実施)

第9条 所管課等は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

2 所管課等は、措置をとったときは、その内容を、法執行の確保等に配慮しつつ、通報者に対し遅滞なく報告するものとする。ただし、通報者が当該報告を希望しない場合は、この限りでない。

(公益通報以外の通報の取扱い)

第10条 通報窓口及び所管課等は、次に掲げる通報（次条及び第12条第1項において「通報」という。）があった場合は、必要と認められる範囲で適切な措置を講ずるものとする。

(1) 法第2条第1項各号に掲げる者以外の者であって当該事業者による法令の規定の遵守を確保する上で必要と認められるものが、町が処分又は勧告等をする権限を有する通報対象事実について、法第3条第2号に掲げる場合においてする通報

(2) 法第2条第1項各号に掲げる者及び当該事業者による法令の規定の遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、町が処分又は勧告等をする権限を有する通報対象事実以外の法令違反の事実について、法第3条第2号中「通報対象事実」とあるのを「法令違反の事実」と読み替えた場合における同号に掲げる場合においてする通報

(関連資料の管理)

第11条 通報窓口及び所管課等は、公益通報又は通報の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密の保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(協力義務)

第12条 職員は、通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をを行うものとする。

2 通報窓口及び所管課等は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(職員の処分)

第13条 町長は、正当な理由なく公益通報等に関して知り得た秘密又は個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用した職員に対して、懲戒処分その他の必要な措置をとるものとする。

(運用状況の公表)

第14条 町長は、この要綱に基づく公益通報制度の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月20日告示第30号）

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

## 公益通報受付票

通報年月日		年 月 日		
通報者	氏 名			
	住 所			
	電話番号			
	勤務先	事業所名		
部 署			地 位	
所 在 地				
電話番号				
対象者	氏 名			
	事業所名			
	部 署			地 位
	所 在 地			
電話番号				
通報内容	発生日時		年 月 日 時 分	
	場 所			
	内 容			
	特記事項 (対象となる法令等)			
証拠書類等		有 (書面・テープ・電子媒体・その他 ( )) • 無		
備考				
応対者	所 属		職 名	
	氏 名			